

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年12月8日

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	齋 藤 信一郎
同	粒 谷 友 示
同	田 中 惟 允

ア本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県土マネジメント部 企画管理室	平成28年 12月19日	<p>土木事務所における内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の土木事務所の監査において、会計処理の不適正な事例が散見された。</p> <p>県土マネジメント部としても、各土木事務所における会計処理の適正化等について、内部統制機能の強化・充実に向けた検討を行うとともに、その指導に努められたい。(意見事項)</p> <p>【土木事務所の監査に基づく意見事項】</p>	<p>企画管理室長が各土木事務所を訪問し、所長、次長等に適正な事務執行に努めるよう指示するとともに、直近5ヶ年度の監査結果をもとに一覧を作成し、部内に対し適正な事務執行をするよう通知した。</p>
企画管理室 道路管理課 砂防・災害対策課	平成28年 12月19日	<p>かいにおける契約締結について</p> <p>土木事務所の監査において、かいへの契約締結の委任限度額を超えた契約や合理的な理由なしに分割して契約を行っている事例が認められた。</p> <p>各土木事務所に対し、事務の適正な執行を指導されるとともに、効率的な契約のあり方を検討されたい。</p> <p>また、かいにおける契約締結の委任限度額についても、かいの効率的な事務執行の観点から、災害など緊急かつ早急な執行を要するもの等限定的な事案について、引き上げ等を検討されたい。(意見事項)</p> <p>【土木事務所の監査に基づく意見事項】</p>	<p>奈良県契約規則及び関係通知に基づき、かいにおける適正な契約事務の執行を図るため、各土木事務所との情報共有を密にしながら、的確な指導に努める。</p> <p>また、災害発生時等、緊急かつ早急な執行を要する際のかいにおける契約締結の委任限度額の引き上げ等については、関係部局との協議等を通じ、検討を進めたい。</p> <p>特に、雪寒対策業務委託について、緊急かつ早急な執行を要するもののため、かいの受任限度額(1000万円)の撤廃について、早期に協議を行い、今年度の雪寒対策業務の適正な執行に努めたい。</p>
道路管理課 河川課	平成28年 12月19日	<p>河川及び道路管理に係る占用許可について</p> <p>河川占用料未納者に対する占用許可の更新について、土木事務所間での取扱いが異なる事例が認められた。また、河川及び道路占用料について、許可期間中に長期間未納となった者に対しても許可を更新するなど、未収額を増大させている事例が認められた。</p> <p>各土木事務所に対し、河川法、道路法等に基づき適正な事務執行の徹底を指導するとともに、占用</p>	<p>河川管理に係る占用許可について</p> <p>河川法上、河川占用の許可と河川占用料の徴収とは別個の処分とされており、占用料未納を理由とした占用許可更新を認めない措置については不相当である旨を各土木事務所に周知した。</p> <p>占用料未納の許可継続案件については、該当案件を有す</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>料未納の場合の許可継続の取扱基準を設けるなど、土木事務所間で差異のない事務手続となるよう検討されたい。(意見事項)</p> <p>【土木事務所の監査に基づく意見事項】</p>	<p>る土木事務所において継続して回収に努めるとともに、許可更新の時期においては、特に強く個々の納付を促すものとする。</p> <p>道路管理に係る占用許可について</p> <p>国通達「占用料未納債権の拡大防止について」(平成20年3月11日国道利第21号)に基づき、占用料未納者に対して占用許可の更新を行わないこととした上で、未納者が行方不明の場合は、適切に不納欠損処理を行うよう、全土木事務所に対して指導し、適正な事務の執行に努めたい。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
総 務 部 自動車税事務所	平成28年 12月19日	<p>郵便切手の購入について</p> <p>郵便切手について、年間使用額に照らして保有残高が十分あるにもかかわらず、多額の購入が認められた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>郵便切手の保有については、必要最小限となるよう現在努めている。</p> <p>また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。</p>
地 域 振 興 部 万葉文化館	平成29年 1月26日	<p>共同研究委託契約について</p> <p>共同研究委託に係る実施要綱及び募集要項において、会計年度を超える研究期間を想定しているにも関わらず、委託契約を年度単位とし、2年度目の契約は研究の継続実施が適切と判断されること及び予算の成立を条件として締結しているものが認められた。事業の目的等に照らして、会計年度独立の原則に沿った契約事務のあり方を検討されたい。(注意事項)</p>	<p>委託共同研究事業の目的等を踏まえ、研究期間の設定を再検討しているところ。再検討の結果を踏まえ、契約書を含め実施要綱及び募集要項を会計年度独立の原則に沿って適切に見直す。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
美術館	平成29年 1月26日	<p>支出科目について 展覧会に関する書類の配送費用の支払について、役務費で執行すべきところを誤って需用費で執行していた事例が認められた。 今後は適正な科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>契約書の記載誤りについて 委託業務の契約書及び仕様書において、契約期間などに誤記が散見された。 今後、契約書類等の作成にあたっては、適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、複数人による書類確認など、チェック機能の強化を図り、奈良県会計規則に基づき適正な事務執行に努める。</p> <p>今後は、複数人による書類確認など、チェック機能の強化を図り、奈良県契約規則に基づき適正な事務執行に努める。</p>
産業・雇用振興部 奈良しごとiセンター	平成29年 1月26日	<p>郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして保有残高が十分あるにも関わらず、多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、切手の現在残高と使用状況を踏まえ、必要見込量を精査したうえで計画的に購入を行うなど管理を徹底する。</p>
農 林 部 南部農林振興事務所	平成28年 11月10日	<p>郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、郵便切手の適切な管理に努め、年間必要枚数を適正に把握した上で必要最小限の保有にとどめることとし、効率的な予算執行に努める。</p>
家畜保健衛生所	平成29年 1月26日	<p>郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして保有残高が十分あるにも関わらず、多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、郵便切手の適切な管理に努め、年間必要枚数を適正に把握した上で必要最小限の保有にとどめることとし、効率的な予算執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県土マネジメント部 奈良土木事務所	平成28年 12月19日	<p>委託契約書の作成時期について 業務完了後又は業務完了直前に委託契約書を作成している事例が前回の監査に引き続き認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>随意契約の限度額を超えた契約について 原材料の購入において、少額随意契約の限度額を超える契約を見積合わせにより行っている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は不適切な取り扱いがないよう、奈良県契約規則に則り、契約締結時に支出負担行為を行い、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務執行に努める。</p> <p>平成27年度の契約においては、少額随意契約の限度額を超える契約を見積合わせにより行っている事例があったが、今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制等の整備による事務処理体制を強化し、内部統制の整備に努める。さらに、所内において、職員に対して関係法令や規則等を周知徹底し、不適切な事務処理の防止を図る。</p>
郡山土木事務所	平成28年 12月19日	<p>委託業務の入札執行について 指名競争入札を行うために必要な書面による注意事項の記載が不明確であるなど、著しく適正を欠く事例が認められた。 今後は、手続きに慎重を期するとともに、適正な入札事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公有財産の台帳登載について 除却した建物について、前回の監査において公有財産管理システム上の削除処理を行うよう指導し</p>	<p>入札手続きにおいて、入札方法を明記した書面及び入札書様式を指定して事前に交付し、注意事項が明確となるよう図り、適正な入札事務の執行に努める。</p> <p>除却した建物について、公有財産システムの削除処理は完了した。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>たにも関わらず、適切な処理が行われていない事例が認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、入札事務、公有財産管理等について不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後の事務執行に当たっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、係内での情報共有や2名の出納員による会計書類の確認の徹底等により、チェック機能を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
高田土木事務所	平成28年 11月28日	<p>委託業務の契約について</p> <p>業務委託において、合理的な理由なしに契約期間を分割して契約を行っている事例が認められた。</p> <p>競争入札により業者選定をしているものの、年間を通じた一の契約によることが妥当と考えられるので、今後は、事務の適正化及び効率性を考慮した契約をすべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>委託業務の履行確認について</p> <p>業務委託において、履行確認が不十分であったため、支払不足が生じている事例が認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係</p>	<p>トンネル点検業務委託については年間を通じた一の契約となるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努める。</p> <p>トンネル内監視業務委託において、請負業者から毎月提出される警備業務実施報告書及び異常事態発生時に提出される警備報告書により、毎月支出確認を実施する。さらに、異常事態発生時に提出される警備報告書については、四半期ごと及び年度末に支払い確認を行うことにより支払不足の有無を明らかにし、適正な支出事務の遂行に努める。</p> <p>今後の事務執行にあたっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>所内での情報共有や書類の確認の徹底等によりチェック環境を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>宇陀土木事務所</p>	<p>平成28年 11月10日</p>	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払について</p> <p>公用車の継続自動車検査受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実にについて</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実にについて意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(注意事項)</p>	<p>自動車損害賠償責任保険料の支出については、県会計規則をはじめ関係法令及び通知に基づき適正に処理するよう改めて指導し、前金払を徹底している。</p> <p>今後、関係法令・通知を周知徹底し、引き続き、適正な事務の執行に努める。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や会計規則、契約規則等の規定を再確認するため、起案文書に関係規定の添付を義務づけ、周知徹底を図った。</p> <p>また、毎月1回開催する係長会議等の所内会議において、事務執行の適正化に向けて、適宜、具体的な事例を挙げて、注意喚起・周知徹底を図るとともに、決裁過程においても、複数職員によるチェックを徹底する等、チェック体制の見直しを図った。</p> <p>今後は、部外講師による研修会を実施する等関係法令・規則等の遵守について、職員一人一人の理解を深め、さらには互いにチェックできるスキル・環境を整えることにより、事務執行・チェック体制を整備・充実に努める。</p>
<p>吉野土木事務所</p>	<p>平成28年 9月28日</p>	<p>委託業務の履行確認及び支払事務について</p> <p>業務委託において、契約期間の終期である年度末までに業務が完了していないにも関わらず、当該年度予算で支出し、支出科目についても、委託料で執行すべきところを誤って役務費で執行している事例が認められた。</p> <p>今後は、適正な科目で支出する</p>	<p>業務委託契約期間を十分確認し、業務完了日と予算年度との整合を係内複数職員で確認するとともに、当該業務支出科目についても、係内の複数職員及び出納員で確認を行い、疑義があるものについては速やかに会計局に照会する</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ととともに、内部のチェック体制の整備を図り、会計年度独立の原則に基づき、適正な予算執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>委託業務に係る行政文書の管理及び支払事務について 業務委託において、契約締結に係る会計書類を紛失し、それ以後に支出に必要な書類を添付しないまま支払を行っている事例が認められた。 再発防止に向けて、文書の適正な管理はもとより、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>委託業務の発注について 災害防止事業に係る測量調査等の委託業務において、同一時期に同一業者に分割して発注している事例が認められた。 これらの業務は、早急な対策が必要であったことから、かい長に委任されている契約締結限度額の範囲内で発注を行ったものであるが、一括での発注が妥当と考えられるので、今後は、事務の適正化及び効率化を考慮した発注をすべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（注意事項）</p>	<p>など、奈良県会計規則に基づき適正に事務処理を行うよう努める。</p> <p>関係書類については支出時期にかかわらず、定期的に所在を確認するなど慎重に管理するとともに、会計規則等に基づき適正な事務執行に努める。</p> <p>早急な対策が必要な業務であっても、かい長に委任されている契約締結限度額を超える可能性のある業務については、執行手段を担当事業課と十分協議して適切に対応することとしたい。</p> <p>今後事務の執行にあたっては、課内において関係法令や規則等を周知徹底するとともに、決裁過程における係内での複数職員による確認及び係長以上のさらなる慎重な確認等、チェック体制の整備による事務処理体制を強化し、内部統制の充実を努める。</p>
五條土木事務所	平成28年 11月10日	<p>かいへの事務の委任の範囲を超えた契約等について 業務委託において、かいへの契約締結の委任限度額を超えた契約や合理的な理由がないにも関わらず分割して契約を行っている事例が認められた。</p>	<p>今後は規則及び関係通知等に基づく事務の執行に努めるとともに、管理職をはじめとした内部チェック機能を確立する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>委託契約書の作成時期について 業務委託において、業務完了後に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時に遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は規則及び関係通知等に基づく事務の執行に努めるとともに、管理職をはじめとした内部チェック及び進行管理機能を確立する。</p> <p>今後は所長、次長をはじめ各管理職員による業務の進捗管理を行うとともに、業務に伴う各種事務の適正化に努め、決裁過程のチェックを確実にを行い必要に応じた助言を職員に実施する。</p>
<p>教 育 委 員 会</p> <p>社会教育センター</p> <p>平城高等学校</p>	<p>平成29年 1月26日</p> <p>平成29年 1月26日</p>	<p>行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収について 行政財産の目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等は、実費相当額を使用者が負担することとなっているが、その取扱いについて使用許可書に記載がなく、長年にわたり徴収されていないものが散見された。 今後、光熱水費等の徴収については、使用許可書に明記するとともに、関係通知等に基づき、事務の適正な執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>委託業務完了前の支払について 業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が完了する前に委託料の全額を支払っている事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、委託業務の</p>	<p>平成29年4月1日付けで発行した許可書において、光熱水費等について別途徴収する旨の記載を行い、申請団体の事務担当者に対して説明を行った。 指定管理者から光熱水費の支払に関する資料を徴するとともに利用者数などの、光熱水費の算定に必要な情報を入手して、各団体における負担額の積算を行っているところである。</p> <p>委託料の支払いにあたっては、履行の完了時期を十分確認し、今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、委託業務の完了を確認のうえ支払を行うことを徹底する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
高円高等学校	平成29年 1月26日	<p>完了を確認のうえ支払を行われた。 (注意事項)</p> <p>委託契約書の作成時期及び支払の遅延について 業務委託において、業務完了後に契約書を作成している事例や契約の遅れにより支払が遅延している事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、過去の監査で公有財産台帳への登載を指導したにもかかわらず、未だに登載されていない事例が認められた。奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び契約規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>公有財産台帳への登載を指導された物件について、公有財産台帳へ登載した。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
大和中央高等学校	平成29年 1月26日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)</p>	<p>過払い分については、速やかに給与の遡及報告をし、既に返納済みである。今後は給与に関する規程に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、チェック機能の強化に努める。</p>
五條高等学校	平成29年 1月26日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)</p>	<p>認定を是正したうえで、当年度の過払い分については平成28年11月分給与で返納させた。 また、過年度分の過払い分については平成28年11月25日と平成28年12月29日にそれぞれ返納されたことを所属長が確認した。 今後は、認定事務についてのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
盲学校	平成29年 1月26日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。 今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
ろう学校	平成29年 1月26日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、7件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。 今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
高等養護学校	平成29年 1月26日	<p>郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用額に照らして多額の購入が認められた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)</p>	<p>郵便切手の保有については、必要最小限となるよう努める。 また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努める。</p> <p>通勤手当の過払いについては、返納が完了し、是正した。認定事務については、今後より一層慎重に審査し、適正な事務処理に努める。</p>
西和養護学校	平成29年 1月26日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)</p>	<p>通勤手当の認定について、過払いがあった通勤手当の支給については、正しい経路での認定を行い、過払いの手当のうち当該年度分は11月分給与で調整し、過年度分は平成29年1月6日に本人から返納させた。 今後、より一層慎重な審査に努め、認定及び支給事務を適正に行っていく。</p>
大淀養護学校	平成29年 1月26日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)</p>	<p>認定誤りについては、平成28年9月26日付けで再認定した。 過払いについては、現年度（平成28年4月から9月分まで）分は10月分の通勤手当で差し引きし、過年度（平成23年10月から平成28年3月分まで）分は平成28年10月31日返納させた。 今後はより一層、慎重な審査に努め、認定及び支給事務を適正に行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p data-bbox="145 244 395 277">警 察 本 部</p> <p data-bbox="197 315 341 349">奈良警察署</p>	<p data-bbox="400 315 587 383">平成29年 1月26日</p>	<p data-bbox="592 315 1038 383">公用車使用中における事故防止について</p> <p data-bbox="592 389 1038 456">公用車使用中の事故の発生が多数認められた。</p> <p data-bbox="592 463 1038 595">公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p data-bbox="1043 389 1450 629">関係職員に対して発生状況を聴取して事故原因の検証を行い、全署員を対象とした毎月の定例研修時に検証結果を反映した交通事故防止等の指導を行い、安全運転に対する意識付けを図った。</p> <p data-bbox="1043 636 1450 808">また、公用車の使用前に幹部から運転者に対して、交通事故防止に係る注意喚起を行うとともに、車両の適切な管理について随時指導を行った。</p> <p data-bbox="1043 815 1450 1021">さらに、職員の交通安全に対する意識を高める施策として、若手警察官を対象に二輪車の運転実践訓練を実施し、運転技術及び意識の向上を図った。</p> <p data-bbox="1043 1028 1450 1160">今後も、全署員に対して継続した交通事故防止対策の指導を実施し、公用車使用中の事故を防止する。</p>
<p data-bbox="197 1167 341 1200">橿原警察署</p>	<p data-bbox="400 1167 587 1234">平成29年 1月26日</p>	<p data-bbox="592 1167 1038 1234">公用車使用中における事故防止について</p> <p data-bbox="592 1240 1038 1308">前年度に引き続き公用車使用中の事故の発生が多数認められた。</p> <p data-bbox="592 1314 1038 1447">公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p data-bbox="1043 1240 1450 1626">全ての公用車使用中の事故において、関係職員に対して発生状況を聴取して事故原因の検証を行い、定例研修時における交通事故防止等の指導を通して、安全運転に対する意識付けを図り、公用車使用中の事故に対する注意喚起を行うとともに、車両の適切な管理と安全運転の指導を行った。</p> <p data-bbox="1043 1632 1450 1765">また、若手警察官を対象に定期的な二輪車の運転実践訓練を実施し、運転技術及び意識の向上を図った。</p> <p data-bbox="1043 1771 1450 2004">今後も、全職員に対してあらゆる機会を通じて、公用車事故がもたらす職務執行上や財政上の影響も含め、継続した交通事故防止対策の指導を実施し、交通事故の絶無に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
公益財団法人 奈良県地域産業振 興センター (産業政策課)	平成29年 1月19日	<p>旧設備貸与事業等に係る未収金の回収について</p> <p>旧設備貸与事業等において、多額の未収金が認められた。</p> <p>債務者への架電・訪問による催促、連帯保証人への内容証明郵便発送、面談による相談等を実施していることは認められるが、今後も引き続き回収に向けた取り組みを進められたい。(意見事項)</p>	<p>これまでの回収に向けた取組を引き続き推進するとともに、今後の償還に懸念のある貸付先を早期に把握し、経営改善のための助言、指導を通じて経営の向上を図りながら、新たな未収金の発生を未然に防ぐ取組も進める。</p>